

安心・安全な港づくり

1. 高潮・津波、地震から物流と暮らしを守る防災施設の整備、強化を推進

高潮・津波対策

•防潮壁及び防潮扉

総延長26.4km、名古屋港基準水面 (N.P.) から+6.0m~+6.5m高の防潮壁が港内に連なり高潮や津波の市街地への流入を防ぎます。



防潮扉

人や車が通るために必要な箇所には、防潮扉を設置し、高潮や津波の発生時には防潮扉を閉鎖します。

また、港内全体の防潮扉の開閉を管理する沿岸防災情報システムの導入など、地域防災の強化を図っています。

大規模地震発生時にも防災施設としての機能を維持できるように防潮壁の液状化対策を進めています。高潮対策として天端高が不足していた箇所の嵩上げについては2017年度 (平成29年度) に、防潮扉のアルミ化については2019年度 (令和元年度) に完了しました。

•防潮水門

伊勢湾台風級の高潮に備えて整備された堀川口防潮水門が、高潮による浸水を防ぎます。



堀川口防潮水門

水門閉鎖時には、併設されたポンプ所内のポンプにより、堀川に流入してきた水を海側に排水します。

台風時の高潮はもちろん、以上潮位による浸水などからも地域を守っています。堀川口防潮水門の地震津波対策として、門扉の補強が2014年度 (平成26年度) に、躯体の補強が2021年 (令和3年) 5月に完了しました。

•高潮防波堤

1959年 (昭和34年) に中部地方を襲った伊勢湾台風を教訓に、高潮のエネルギーを港の外側で減少させて港と背後地への影響を弱める目的で整備されたもので、1964年 (昭和39年) に完成しました。



高潮防波堤

鍋田堤、中央堤、知多堤と連なる7.6kmの施設ですが、老朽化対策のほか、大規模地震や高潮・津波災害に対する安定性を確保するため、名古屋港基準面 (N.P.) から+8.0m高までの嵩上げやケーソン補強などの改良が2016年 (平成28年) に完成しました。

地震対策

•耐震強化岸壁

震災時にも港湾機能の確保は必須の課題です。大江ふ頭、潮凧ふ頭には緊急物資や人員の海上輸送ルートの確保のため、また、鍋田ふ頭や飛島ふ頭南側には国際コンテナ物流機能の確保のため、それぞれ耐震強化岸壁が整備されています。また、飛島ふ頭東側や金城ふ頭でも耐震強化岸壁の整備を進めています。



耐震強化岸壁

•浮体式防災基地 (ミニフロード)

耐震補強岸壁を補完することを目的とする浮体式の構造物で、金城ふ頭とガーデンふ頭に大小2基を設置。災害時には被災地に曳航され、海上からの支援活動に使用されます。

防災保安訓練

•関連機関との連携

名古屋港では、台風や地震・津波など災害やテロ行為などを想定した訓練が定期的に行われ、このような事態が発生した場合に迅速かつ確な対応が取れるよう、関係機関との連携強化を図っています。

保安対策 (15施設 (53バース) の国際埠頭施設対象)

•フェンス・ゲートの整備

国際船舶・港湾保安法に基づき、テロ防止のための国際埠頭施設にフェンス、ゲート、監視カメラ、照明施設等を設置し、出入りの管理や監視などを行っています。

危機管理体制

名古屋港管理組合では、24時間、365日迅速に対応できるように危機管理課及び堀川口防潮水門ポンプ所において職員等による当直体制をとるとともに、防災気象情報システムや沿岸防災情報管理システムを導入し、台風や津波等の被害に備えています。

名古屋港港湾機能継続計画 (名古屋港BCP)

大規模災害時に港湾機能を早期に回復させるため、関係行政機関、関連業界団体等で構成する「名古屋港BCP協議会」において、2015年 (平成27年) 名古屋港BCPを策定しました。緊急物資輸送については発災後3日以内に最小限の海上輸送ルートを確保すること、また、コンテナ貨物輸送については、概ね7日以内にコンテナターミナルの耐震強化岸壁の機能を回復させることなどを目標としています。

2. 新型コロナウイルス感染症対策

2019年（令和元年）12月以降、発生が報告されて以来、世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症に対し、名古屋港管理組合では様々な取組を行ってきました。

〈本組合の主な取組〉

厚生労働省名古屋検疫所などとの連携

入港する外航船舶において感染症が疑われる乗員が発生した場合、船舶代理店などから厚生労働省名古屋検疫所に通報が入り、臨船検疫などが実施され、本組合は、検疫後の感染症指定医療機関への搬送に係る岸壁提供など必要な協力を行うこととしました。また、本組合は、船舶代理店及び厚生労働省名古屋検疫所などから情報が連絡されるとともに、名古屋港保安委員会（関係行政機関及び関係団体など35機関で構成、本組合が事務局）の構成機関に情報を伝達し、共有する体制としています。なお、厚生労働省名古屋検疫所と本組合は24時間相互に連絡・情報共有する体制としています。

名古屋港管理組合新型コロナウイルス感染症対策本部設置

2020年（令和2年）3月、感染症に係る対策を迅速かつ的確に全庁体制で推進するため、「名古屋港管理組合新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しました。

緊急経営支援策

感染症拡大に伴い、名古屋港を利用する事業者の経営への影響が懸念されたため、2020年（令和2年）4月から緊急経営支援策として港湾施設使用料等の支払い猶予を実施しました。実施当初は、支援の対象を中小企業者としていましたが、コロナ禍において名古屋港の貨物動向が依然として厳しい状況にあり影響が長期化したことから、これを拡充して全ての事業者を対象に使用料等の支払いを猶予しました。

「名古屋港におけるクルーズ船受入の際の感染拡大予防マニュアル」を策定

2020年（令和2年）1月から10月まで寄港はなく、国内クルーズ船については、10月に「名古屋港におけるクルーズ船受入の際の感染拡大予防マニュアル」を策定し、船社・関係機関と連携しながら安全・安心なクルーズ船の受け入れを進め、11月から受け入れを再開しました。

本組合職員への感染拡大防止策

本組合職員への感染拡大防止策として、2020年（令和2年）3月から実施した早出遅出勤務を始めとして、休憩時間の時差取得、在宅勤務の実施、テレワーク環境の整備やオンラインを利用した会議の実施を順次進めました。

今後の取組

国が策定した港湾における感染症BCPガイドラインに基づき、令和3年度に、名古屋港における感染症BCPを作成する予定としています。

〈名古屋港への主な影響〉

総取扱貨物量の減少

2020年（令和2年）の5月、6月に輸出貨物を中心に影響が大きく出ましたが、それ以降年末にかけて回復傾向となりました。2020年（令和2年）の総取扱貨物量は、前年比13.3%の減少となりました。

名古屋港水族館の臨時休館

名古屋港水族館は2020年（令和2年）3月2日から5月24日まで臨時休館しましたが、サーモグラフィーカメラの設置等様々な感染症防止対策を講じた上で営業を再開しました。

海の日名古屋港まつりの全行事中止

2020年（令和2年）9月に予定していた「海の日名古屋みなと祭」について、花火大会を含め全行事中止となりました。戦後の復興祭として1946年（昭和21年）に始まって以来、すべての行事の中止は初めてでした。2021年（令和3年）も感染症の状況を踏まえ、2年連続で全行事が中止となりました。